

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第27号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

令和7年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 岡村 重治

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで